

北本市営繕工事における「週休２日制モデル工事」試行要領

令和６年２月２９日（市長決裁）

最終改正 令和７年２月１７日市長決裁

1 趣旨

この要領は、北本市が発注する営繕工事において、週休２日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）の試行について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

(1) モデル工事

週休２日制モデル工事（現場閉所型）（以下「モデル工事（現場閉所型）」という。）及び週休２日制モデル工事（交替制）（以下「モデル工事（交替制）」という。）の総称をいう。

(2) モデル工事（現場閉所型）

対象期間において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）に取り組む方式をいう。

ア 週休２日

(ｱ) 月単位の週休２日

対象期間において、全ての月で４週８休（現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、 28.5% （ $8\text{日} / 28\text{日}$ ））以上を達成したと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5% に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（ 28.5% ）以上を達成しているものとみなす。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

(ｲ) 通期の週休２日

対象期間において、４週８休（現場閉所（現場休息）率が、 28.5% （ $8\text{日} / 28\text{日}$ ））以上を達成したと認められる状態をいう。

イ 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は、対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業及び期間を設計図書に明示する。

ウ 現場閉所

対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合については、現場閉所日数に含めるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

エ 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。

オ 現場閉所（現場休息）日

対象期間中に現場閉所（現場休息）を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。

なお、現場閉所（現場休息）日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

カ 現場閉所（現場休息）率

現場閉所（現場休息）率＝対象期間内の現場閉所（現場休息）日数÷対象期間の日数

(3) モデル工事（交替制）

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替

しながら4週8休以上の休日確保に取り組む方式をいう。

ア 週休2日

(7) 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休（対象者の平均休日数の割合（以下「平均休日率」という。）が、28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

(4) 通期の週休2日

対象期間において、4週8休（平均休日率が、28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

イ 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）を24時間通して行っていない状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

ウ 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合を除く。

エ 対象期間

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。

元請企業については工事着手日から工事完成日までの期間、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は、対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

オ 休日率

休日率＝対象期間内の休日日数÷対象期間の日数

カ 平均休日率

平均休日率＝対象者の休日率の合計÷対象者数

3 対象とする工事

モデル工事は、原則全ての工事を対象とする。ただし、次の工事はモデル工事としないことも可能とする。

- (1) 竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事
- (2) 緊急を要する工事【災害復旧工事（緊急随契を行うような工事）、応急工事等】
- (3) 単価契約方式による工事
- (4) 対象期間が1週間未満の工事
- (5) 上記以外の理由により週休2日の取得が困難な工事

4 発注方式

モデル工事（現場閉所型）による発注を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、モデル工事（交替制）とすることができる。

モデル工事（交替制）として発注した場合において、受注者がモデル工事（現場閉所型）を希望するときは、工事着手前に受発注者間で協議し、モデル工事（現場閉所型）に変更ができるものとする。

5 積算方法等

(1) 補正方法

モデル工事において、次の現場閉所（現場休息）又は休日の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

ア 複合単価

複合単価の労務単価は公共工事設計労務単価に次の(7)又は(4)の補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

- (7) 月単位の週休2日以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日／28日）以上） 1.04

- (4) 通期の週休 2 日以上（現場閉所（現場休息）率 28.5%
（8 日／28 日）以上） 1.02

イ 市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価及び補正市場単価は表 A、表 E、表 M の補正率を用いた次の式により補正する。

【新営工事の場合】

- a 市場単価×新営補正率
- b 補正市場単価×新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- a 市場単価×新営補正率
- b 補正市場単価×新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- a 市場単価×改修補正率
- b 補正市場単価×改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、表 A、表 E、表 M の補正率を用いた次の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

物価資料の掲載価格×新営補正率

【執務並行改修の場合】

物価資料の掲載価格×改修補正率

(2) 積算及び変更方法

ア モデル工事（現場閉所型）

4 週 8 休以上を前提に、「(1)ア(7)」及び「表 A、表 E、表 M の月単位の週休 2 日促進工事の補正率」により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）率を確認し、月単位の 4 週 8 休に満たない場合は、補正係数を「(1)ア(4)」及び「表 A、表 E、表 M の通期の週休 2 日促進工事の補正率」に変更し、通期の 4 週 8 休に満たない場合は、補正係数を除し、北本市建設工事標準請負契約約款第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額して

契約変更を行う。

イ モデル工事（交替制）

4週8休以上を前提に、「(1)ア⑦」及び「表A、表E、表Mの月単位の週休2日促進工事の補正率」により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

平均休日率を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、補正係数を「(1)ア④」及び「表A、表E、表Mの通期の週休2日促進工事の補正率」に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、北本市建設工事標準請負契約約款第25条の規定に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

【減額変更の計算方式】（全て税抜き価格で計算する。）

減額変更後の請負契約額＝当初請負契約額×（達成状況に応じた補正係数の設計価格÷「(1)ア⑦」及び「表A、表E、表Mの月単位の週休2日促進工事の補正率」により算定した設計価格）

6 対象工事である旨等の明示

発注者は、モデル工事の発注に当たっては、別紙1に基づき入札公告等及び現場説明補足事項にモデル工事である旨を明示するものとする。

7 実施方法等

(1) モデル工事（現場閉所型）における現場閉所（現場休息）の確認方法

ア 工事着手前

⑦ 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

④ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで施工計画書及び工程表を作成する。

⑦ 受注者は、対象期間中、施設管理者の承諾を前提にモデル工事であることをPRするための掲示を行う。

イ 工事着手後

- (7) 現場閉所（現場休息）を行う場合は、監督員が事前に受注者より現場閉所（現場休息）を行う旨の連絡を受けるものとする。

なお、監督員の押印が必要となるような書面を提出する必要はない。

- (4) 口頭による連絡は、工事完了後に受注者が提出する「現場閉所実績報告書（様式1）」の確認が困難であるため、電子メールなど後々確認できる連絡方法が望ましい。また、予定を変更し現場閉所（現場休息）となった日が次に該当する場合は、連絡不要である。

- a 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- b 週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合
- c 官公庁の休日の場合

- (7) 監督員は、現場閉所（現場休息）日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等にはクイックレスポンスに努める。

- (1) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

ウ 工事完成時（工事検査前）

受注者は、工事完成日の14日前までに、「現場閉所実績報告書（様式1）」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所（現場休息）率の達成状況について発注者の確認を受ける。提出日から工事完成日までの現場閉所（現場休息）日については、見込みで提出し、変更があった場合は、その都度速やかに再提出する。また、発注者は、提出日以降の実績について工事検査前までに確認する。

エ その他留意事項

監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

- (2) モデル工事（交替制）における休日の確認方法

ア 工事着手前

- (7) 受注者は、週休 2 日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。
- (4) 受注者は、対象期間中、施設管理者の承諾を前提にモデル工事であることを P R するための掲示を行う。

イ 工事着手後

- (7) 受注者は、毎月末に当月分の「休日確保状況チェックリスト（様式 2）」を監督員に提出するとともに、作業日報や出勤名簿等を提示し、休日確保状況について監督員の確認を受ける。
- (4) 受注者は、週休 2 日の確保について、下請負人を指導する。

ウ 工事完成時（工事検査前）

受注者は、工事完成日の 1 4 日前までに、最終月の「休日確保状況チェックリスト（様式 2）」及び「休日確保実績報告書（様式 3）」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、平均休日率の達成状況について発注者の確認を受ける。提出日から工事完成日までの休日取得については、見込みで提出し、変更があった場合は、その都度速やかに再提出する。また、発注者は、提出日以降の実績について工事検査前までに確認する。

エ その他留意事項

監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

(3) 適正な工期の確保

公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。また、不履行時の工期末における変更手続きに要する期間を考慮すること。

特に新営工事については、一般社団法人日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(4) 工事成績評定

工事成績評定における加点は行わない。なお、週休２日が達成できなかったことによる減点はない。

8 その他

各発注課所は、工事の特性等を勘案し、本要領によらず、必要事項を別途定めることができるものとする。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和７年４月１日から施行する。
- 2 改正後の北本市営繕工事における「週休２日制モデル工事」試行要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告又は指名通知を行う契約について適用し、同日前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

別紙 1

(入札公告等及び現場説明補足事項への「週休 2 日制モデル工事」である旨の明示)

< 入札公告等 >

本工事は、北本市営繕工事における「週休 2 日制モデル工事（※型）」の試行対象工事である。

※発注方式により、「現場閉所型」又は「交替制」を記入

< 現場説明補足事項 >

本工事は、北本市営繕工事における「週休 2 日制モデル工事（※型）」の試行対象工事である。

試行の実施は、北本市営繕工事における「週休 2 日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、北本市ホームページで確認のこと。

※発注方式により、「現場閉所型」又は「交替制」を記入

表 A 建築工事の補正率

工種	摘要 ※	月単位の週休 2 日促進工事		通期の週休 2 日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事 (シーリング)	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及び とい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗 材仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗 材仕上以 外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具 (ガ ラス)	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具 (シ ーリン グ)	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工 事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工 事 (ビニ ル系床 材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工 事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01

内外装工 事（ビニ ル系床 材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユ ニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び 屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※ 「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表 E 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休 2 日促進工事		通期の週休 2 日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、 2 種金属 線ぴ及び 同ボック ス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブル ラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボッ クス及び 位置ボッ クス用ボ ンデイン グ	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボッ クス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボッ クス用接 地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画 貫通処理 ケーブル ラック用 (壁・ 床)	1.02	1.16	1.01	1.14

	防火区画 貫通処理 金属管・ 丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機 その他接 続材工 事) 金属製可 とう電線 管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線 及び60 0V絶縁 ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極 工事) 銅 板式、銅 覆鋼棒、 接地極埋 設票 (金 属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表M 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備（ユニットを除く。）	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22